

## 契約方法に関する定め

### 経 理 規 則 （抜粋）

#### 第10章 雑則

（物品の購入及び役務の調達）

- 第81条** 1 件当たりの取引価格が100万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約するものとする。
- 2 業務の必要性等から、組合長が特に必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず随意契約によることができる。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき組合長の決裁を受けなければならない。